

6月12日（月曜日）午前9時30分開議

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 同意第2号 農業委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第9 議案第22号 北方町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第23号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第24号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第25号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第26号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第27号 平成29年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第15 協議第1号 もとす広域連合規約の変更について（町長提出）
- 第16 協議第2号 北方町と岐阜市との間の消防の事務委託に関する規約の制定について（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

出席議員（9名）

1番	村 木 俊 文	2番	松 野 由 文
3番	三 浦 元 嗣	4番	杉 本 真由美
5番	安 藤 哲 雄	6番	安 藤 巖
7番	鈴 木 浩 之	8番	安 藤 浩 孝

10番 井 野 勝 已

欠席議員 (なし)

欠 員 (9 番)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	副 町 長	中 村 正
教 育 長	名 取 康 夫	総 務 課 長	奥 村 英 人
防災安全課長	臼 井 誠	税 務 課 長	木野村 英 俊
教 育 次 長	有 里 弘 幸	教 育 課 長	河 合 美佐子
住民保険課長	安 藤 ひとみ	福祉健康課長	林 賢 二
健康づくり担当課長	大 塚 誠 代	都 市 環 境 課 技 術 調 整 監 兼 上 下 水 道 課 長	牛 丸 健
都市環境課長	山 田 潤	会 計 室 長	堀 口 幸 裕

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	福 田 宇多子	議 会 書 記	矢 川 彰 紀
議 会 書 記	後 藤 祐 斗		

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

大変開会がおくれまして申しわけございません。今、ちょっと先に全員協議会を開会させていただいておりましたので遅くなりました。

全員の御出席をいただきまして、ありがとうございます。

昨日のテレビで、3月11日が東日本大震災ということで、各地の震災のあったところで慰霊祭が行われていた。6年3カ月が過ぎて、毎月この11日の命日には行われているようであります。過日私もも行ってきました七ヶ浜においても、そういった慰霊碑が寄進されておりまして、見て帰ってきたところでもありますけれども、震災についての非常に厳しいことを感じております。

それでは、ただいまから平成29年第4回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番 松野由文君及び3番 三浦元嗣君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。
事務局長。

○議会事務局長（福田宇多子君） 失礼します、報告をさせていただきます。

3月定例会以降の報告をさせていただきます。

3月21日、4月19日及び5月17日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、南東部開発事業特別会

計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月10日、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等に関する事務は適正に行われているかなどについて監査が行われました。対象事項について関係書類などの調査及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、放課後児童クラブについては改善がされているので、引き続きニーズに応えるよう運用されたい。

また、放課後等デイサービスについては、利用者が恒常的に増加していくことにより町の負担増が見込まれるため、更新時のサービス等利用計画案の確認を徹底してもらいたいとの報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月27日、平成28年度第4回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。

平成29年度の事業計画と予算1,308万6,000円について、原案のとおり可決されました。

6月1日、臨時総会及び平成29年度第1回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

初めに、役員の選任が行われ、副会長に当町の井野勝巳議長が選任されました。引き続き、平成29年度の行事などについて協議が行われました。

5月31日、町村議会議長・副議長研修会が「これからの町村議会を考える」をテーマに中野サンプラザホールで開催され、井野勝巳議長、鈴木浩之副議長が出席されました。

次に、5月31日、国道157号整備促進期成同盟会定例総会が大野市多田記念大野有終会館で開催されました。

平成28年度決算について、収入総額69万3,384円、支出総額5万8,860円、差し引き63万4,524円を平成29年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成29年度予算については、収入・支出それぞれ74万5,000円で、前年比較5万1,000円の増となっています。北方町の負担は1万1,000円で、原案のとおり承認されました。

なお、提言決議として、施工中の工区の事業促進並びに熊河から温見峠を経て長嶺に至る区間の抜本的な改良事業の早期着工などが決議されました。

次に、「一般社団法人北方町シルバー人材センター支援の要請」については、町の対応に委ねることとしました。

以上、報告をいたします。

会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

平成29年の第4回の北方町議会の開催に当たりまして、議員各位には何かと御多用のところ全員の皆さんに御出席をいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

それでは議長の命によりまして、私のほうからは報告事項4件、そして行政報告2件ということで順次報告をさせていただきます。少し喉を痛めておりますので、お聞き苦しい点あるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、報告第1号であります。

平成28年度北方町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

款8土木費、項2道路橋りょう費の道路改良事業費6,820万円のうち2,720万円を別表のとおり翌年度にわたって使用する継続費とするため、地方自治法第212条の規定及び地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第2号であります。

平成28年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

款2総務費、項3戸籍住民台帳費のうち個人番号カード交付事業費1,400万円を同款3民生費、項1の社会福祉費の臨時福祉給付金事業として4,500万円を、款8土木費、項2道路橋りょう費182万6,000円を、同じく項4の都市計画費で南東部開発事業特別会計繰出事業で6億5,777万8,000円を、款10教育費、項5の教育総務費のコミュニティセンター建設事業費で1億978万1,000円を、以上の総合計8億1,578万5,000円となりますが、この金額を別表のとおり翌年度に繰り越すことといたしましたので、地方自治法第213条の規定及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、それぞれの事業につきましては、議会におきましてお認めいただいておりますので、内容については省略させていただきますのでよろしくお願いします。

次に、報告第3号であります。

平成28年度北方町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

款2下水道費、項1公共下水道費のふれあい水センター長寿命化事業費2,559万6,000円を別表のとおり全額翌年度に繰り越すことといたしましたので、地方自治法第213条の規定及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第4号であります。

平成28年度北方町南東部開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

款2開発費、項1南東部開発費の企業誘致エリア開発事業費11億2,777万8,000円を別表のとおり全額を翌年度に繰り越すことといたしましたので、地方自治法第213条の規定及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、行政報告を2点報告させていただきます。

1点目であります。

平成28年度の樽見鉄道連絡協議会臨時総会が、過ぐる3月21日午後4時、本巢市役所本庁舎2階大会議室で開催されました。

提案されました議案は1件であります。来年度以降の支援についてで、まず経営状況であります。経常損益は平成21年度には支援継続の判断基準を大きく下回ったものの、平成22年度以降は達成されているとしており、その要因は人員の削減と企画列車やモレラ岐阜駅利用者の増加などにより定期外利用者が増加したためと推察されると分析しております。その結果、平成27年度の経営実績は、経常損益6,304万1,000円の赤字、償却前損益1,794万1,000円の赤字となり、償却前損益については判断基準を満たしてはいないが、車両の更新に伴う特別損失の増加によるものであることと、平成28年度には経営実績見込みが経常損益8,410万円の赤字、償却前損益1,108万1,000円の黒字を見込むことができることから、支援継続の判断基準を満たす予測ができるということとあります。したがって、樽見鉄道（株）に対する支援を平成29年度においても支援すること、平成30年度以降の支援については毎年度の経営状況を確認しながら改めて本協議会において協議すること、平成29年度の支援額を前年同額の5市町合わせて9,500万円を上限とすること、固定資産税補助分は従来どおり各市町が受けた納付分と同額を補助することを鉄道の持つ社会的便益を考慮し、合意をしたところであります。

なお、当北方町の支援額は前年どおり200万円であります。

また、支援継続の判断基準は、経常損益がマイナス8,000万円台とすること、償却前損益が黒字であるということが前提条件になっております。

次に、2点目ではありますが、平成28年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会の定例会が過ぐる3月28日午後2時に岐阜市役所全員協議会室にて行われました。

提案されました議案は1件で、平成29年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてでありました。歳入歳出の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,601万7,000円と定めるものであります。この予算総額は前年対比824万6,000円、7%の増額であります。

歳入の主な内訳は、款1の分担金及び負担金ですが、これは加入市町の負担金が6,565万3,000円と障害者通所給付費が1,278万7,000円などとなっております。

また、給付費負担金は1,611万9,000円で、前年度対比423万6,000円の増となっております。

次の款2使用料及び手数料は、保険診療収入が1,785万6,000円などで2,186万6,000円となっておりますが、前年度対比では928万4,000円の減額となっております。その他の歳入では、新規に基金繰入金1,482万9,000円、また前年度の繰越金477万円、雑入が270万5,000円で、総合計が1億2,601万7,000円となっております。

これに対し、歳出につきましては、款1の議会費が31万円、款2の総務費が2,688万円ですが、退職手当の増が主な要因で、前年度より994万7,000円の増額となっております。

款3の民生費が9,532万7,000円、款4の予備費が350万円という内容でありました。提案されましたとおり、全会一致で決定がなされたところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 同意第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、同意第2号 農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第2号 農業委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づく北方町農業委員の任命であります。同法律は、農業委員が担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規農業者の参入促進など、農地利用の最適化の促進を目的に平成27年8月に成立し、平成28年4月1日より施行されております。それに伴い、当町では平成28年12月議会定例会におきまして御審議をいただき、条例改正を行ったところであります。したがって、農業委員会委員の選出方法が選挙制と市町村制の選任制の併用から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制のみとなったことから、今回の委員任命について議会にお諮りするところであります。御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

まず、初めに委員任命についてであります。御提案いたしました北方町農業委員会委員の候補者は農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則のほか、北方町農業委員会委員候補者の推薦、募集、選定等に関する規則に従って地区区域や団体からの推薦、または公募によりみずから意欲を持って応募された方々であります。

なお、今回は団体推薦6名、自己推薦が4名あり、10名の候補者から9名を選任させていただきましたことをつけ加えさせていただきます。

それでは、9名の方の氏名、住所、年齢、職業等を議案書の名簿順に申し上げさせていただきます。

1番、柴田正信氏は、北方町_____にお住まいで、_____生まれの69歳の方であります。芝原地区農事改良組合長会からの推薦で、御職業は農業であります。主に米、柿、野菜等を50アールほど耕作されておられる方であります。

2番の佐野兼松氏は、北方町_____にお住まいで、_____生まれの64歳の方であります。地下地区農事改良組合長会からの推薦で、職業は農業であります。耕作面積は米・柿で30アールほど耕作されておられるということであります。

3番、木野村三千兄氏は北方町_____に御在住で、_____生まれの81歳の方であります。柱本農事改良組合長会からの団体推薦で、職業は農業で、主に米・柿で73アールほど耕作をされておられます。

4番の八代正芳氏は、北方町_____にお住まいの方で、_____生まれの67歳の方であります。公募により応募された方で、職業は無職ということになっておりますが、米

5アール、畑3アールの小規模農業を営んでおられます。

5番の柴田武浩氏は北方町_____にお住まいの方で、_____生まれの71歳の方であります。岐阜中央農業共済組合からの推薦で、職業は農業ということであり、梨、柿、ブドウ、野菜、米、イチジクと大きく農業をやられておられます。

6番、安藤巖氏は北方町_____にお住まいの方で、_____生まれの70歳の方であります。ぎふ農業協同組合からの団体推薦で、職業は農業であります。耕作面積は米・麦で約10ヘクタールということであります。

7番、鷺見哲夫氏は北方町_____にお住まいの方で、_____生まれの73歳の方であります。北方町水田担い手協議会からの推薦で、職業は農業であります。米・麦を130アールほど耕作されているということであります。

8番の八代修氏は_____、_____生まれの69歳の方で、公募により応募された方であります。職業は農業で、米28アール、柿20アール、野菜等で15アールを耕作されておられます。

9番、小島義弘氏は住まいが北方町_____で、_____生まれの50歳の方であります。職業は司法書士、土地家屋調査士などをしておられます。農業委員会等に関する法律第8条6項で、委員の任命には「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と定められていることから、唯一農業以外の職業の方であり、中立な立場として公正な判断ができると任命をさせていただきました。

以上、略歴等の説明をさせていただきましたが、御同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 本案については、9名について議会の同意が求められております。

審議は一人ずつ、順次質疑・討論・採決の順で行いたいと思います。

なお、審議対象者である安藤巖君については除斥となります。この審議になりましたら私から申し上げますので、その際には退場をお願いいたします。

では、これより柴田正信君に対する質疑を行います。

質疑、討論ございませんか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから柴田正信君について採決をいたします。

柴田正信君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、柴田正信君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

これより佐野兼松君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから佐野兼松君について採決をいたします。

佐野兼松君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、佐野兼松君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

これから木野村三千兄君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから木野村三千兄君について採決をいたします。

木野村三千兄君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、木野村三千兄君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

これより八代正芳君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから八代正芳君について採決をいたします。

八代正芳君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、八代正芳君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

柴田武浩君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから柴田武浩君について採決をいたします。

柴田武浩君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、柴田武浩君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

これより安藤巖君に対する案件の質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、6番 安藤巖君の退場を求めます。

〔6番 安藤巖君 退場〕

○議長（井野勝巳君） それでは、安藤巖君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから安藤巖君について採決をいたします。

安藤巖君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、安藤巖君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

安藤巖君の入場を許可いたします。

〔6番 安藤巖君 入場・着席〕

○議長（井野勝巳君） 安藤巖君に申し上げます。ただいま安藤巖君に対する農業委員会委員の任命同意については可決をされました。

これより鷺見哲夫君に対する質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから鷺見哲夫君について採決をいたします。

鷺見哲夫君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、鷺見哲夫君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

これから八代修君に対する質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから八代修君について採決をいたします。

八代修君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、八代修君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

これから小島義弘君に対する質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから小島義弘君について採決をいたします。

小島義弘君の委員任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、小島義弘君の委員任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第6 諮問第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、諮問第1号を説明させていただきます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の大下吉恵氏が本年9月30日をもって退任をされますので、新たに市川眞理子氏を推薦するものであります。同氏は、北方町_____にお住まいで、_____生まれの65歳の方であります。昭和49年に岐阜大学教育学部を卒業されてからは教職につかれておられましたが、昭和53年に育児のため退職、その後、平成元年より平成11年まで岐大附属小学校の講師として復帰をされておられます。退職後の平成19年から平成27年まで当町の民生委員、児童委員を3期務めていただいております。現在は社会福祉法人和光会の第三者委員等をされておられます。地域社会にも広く貢献されておられることから、人権擁護委員候補者として人格、識見はもちろんのこと、公正な人として推薦をいたしたく御提案する次第であります。よろしく御審議の上、決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） それでは、市川眞理子さんについて、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

お諮りをいたします。諮問第1号は議会の意見は適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は議会の意見は適任とすることに決定をいたしました。

日程第7 承認第1号から日程第16 協議第2号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第7、承認第1号から日程第16、協議第2号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、順次提案の御説明をいたしたいと思います。

まず、承認第1号であります。

専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布され、これに伴い北方町税条例の一部を改正する条例制定の必要が生じましたが、同法は平成29年4月1日からの施行であるた

め、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号であります。

専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する政令の公布に伴う北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定が平成2年3月31日に公布され、これに伴い国民健康保険税の減額基準を改正する等の条例制定の必要が生じましたが、同法は平成29年4月1日からの施行であるため議会の招集をする時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに御報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第22号であります。

北方町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定についてであります。

町の機関等に係る申請、届け出等の手続をインターネット等の情報通信手段、その他の情報通信技術を利用することで、町民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第23号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童クラブに放課後児童支援員を配置する必要があるため、また語学指導等を行う外国青年招待事業により外国語指導助手を任用することに伴い本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第24号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の税率等の改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第25号であります。

北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

町が指定するごみ袋に新たに30リットルの中サイズを導入することに伴い本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第26号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

非常勤の消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第27号であります。

平成29年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,392万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,392万3,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出の主なものを述べさせていただきます。

款2総務費251万6,000円の歳出は、岐阜県情報セキュリティクラウド接続に伴う設定作業委託料167万4,000円、子育てワンストップサービスに伴う設定作業委託料19万5,000円などでありま
す。

款4衛生費では、骨髄移植ドナー等の助成事業費補助金21万円、款8の土木費では、町道381
号線の道路改良工事費用として4,100万円、款9の消防費では、4市1町による消防広域化に係
る初期投資経費として岐阜市執行分9,609万1,000円、本巣消防執行分2,848万円、計1億2,457万
1,000円であります。

款10の教育費では、英語指導嘱託員報酬232万4,000円、生涯学習棟、ホール棟のトイレ改修工
事費用200万円等であります。

これらに充てる費用といたしましては県・国の補助金1,696万4,000円、財政調整基金より繰入
金1億円、28年度繰越金3,726万4,000円、消防団員退職報償金119万5,000円の雑入のほか、道路
整備事業債1,850万円を追加いたします。よろしく願いをいたします。

次に、協議第1号であります。

もとす広域連合規約の変更についてであります。

9月19日より、もとす広域連合事務所を現在の場所（本巣市宗慶365番地）から、本巣市真正
支所（本巣市下真桑1000番地）へ移転をするため住所を改めようとするものであります。

次に、協議第2号 北方町と岐阜市との間の消防の事務委託に関する規約の制定についてであ
ります。現在行っております本巣消防事務を、全面的に岐阜市に委託するために、本規約を制定
しようとするものであります。

以上、提案をさせていただきました。慎重な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただ
きますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日6月13日から14日までの2日
間を休会することとし、本日はこれで散会をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日6月13日から14日までの2日間
を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は15日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。大変御苦勞さまでございました。

散会 午前10時35分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 6 月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員